

第四次川越市国際化基本計画の策定について

平成27年4月24日（金）

文化スポーツ部国際文化交流課

1 次期川越市国際化基本計画の概要について

(1) 計画策定の趣旨

平成27年度をもって「第三次川越市国際化基本計画」の計画期間が終了することから、引き続き本市の国際化についての方向性を明らかにし、長期的視野にたつて総合的かつ計画的に事業を推進するために、市民や有識者の方々からの助言・指導を得ながら、「第四次川越市国際化基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

現在、策定している第四次川越市総合計画を上位計画とし、総合計画の個別計画として策定されている川越市教育振興基本計画などの分野別計画との整合を図り、本市の国際化のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

(3) 計画期間

平成28年度から平成32年度の5年間

(4) 計画名称

「第四次川越市国際化基本計画」とする。

2 社会状況の変化

(1) グローバル化の進展と地球規模の問題の進行

経済や情報などの様々な分野でグローバル化が進展を続け、国内外の人々とのつながりや交流は一層緊密化、活発化しています。交通や情報通信技術の著しい進歩により、地球規模で人やものの移動が活発になるとともに、世界的な標準化（グローバル・スタンダード）が進むなど、今後地域間の交流や競争が一層増大すると予想されます。

また、このグローバル化の進展により、地球温暖化問題、人口問題、食糧問題、貧困問題、新たな感染症対策、自然災害、地域間紛争など、一国だけでは解決できない地球規模の課題が、次々と顕在化してきています。

私たちは自国のことを優先するのではなく、更に世界的な視野に立って行動することが求められており、国際社会の一員として積極的に貢献していくことが重要になってきています。

(2) 少子高齢化の進展

本市の人口は、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が始まっていますが、総人口については平成29年頃、また世帯数は平成37年頃にピークを迎え、その後は減少に転じると推測されています。

少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、労働力の減少などが懸念されており、労働者としての外国人の受け入れが増えていくことが予想されます。私たちの身近な地域で外国人と接する機会が増えるため、多文化共生や異文化理解を更に進めていくことが求められています。

(3) 外国籍市民の増加

本市に在住する外国籍市民は、5,405人（平成27年2月末日現在）で人口の約1.5%を占め、10年前に比べて約1.2倍に増加しており、出身国も79か国と広範囲に及んでいます。出身国としては、中国、フィリピン、ベトナム、韓国・朝鮮、ネパールといったアジア諸国のほかに、ブラジルやペルーなどの南米諸国の外国籍市民が多いのが特徴となっています。

外国籍市民の中には、言葉や文化の違いから地域社会にうまく溶け込むことが困難で地域活動にも参加しない人が多いという問題があります。また、日本人市民の中にも「異国人」として距離を置いてしまうなど、外国籍市民を地域の構成員と考えない傾向も見られ、両者の間には、未だに大きな意識の違いがあるといえます。

すべての市民が互いの立場を尊重し、安心して快適な市民生活を送ることができる多文化共生社会の構築が求められています。

(4) 東京オリンピック開催及び外国人観光客の増加

昨年、日本を訪れた外国人旅行者は、過去最高の約1,340万人となっており、東京オリンピックが開催される2020年に向けて、様々な施策により、訪日外国人旅行者2,000万人を目指しています。

本市への外国人観光客数は、約7万7千人（平成26年）となっており、平成25年の約4万5千人に比べ、約3万2千人の増加となりました。前年比で71.1%の増加となっています。日本全体の訪日観光客数の増加、川越市内の各種行事、イベントが天候に恵まれたことが増加につながったと見込まれます。また、本市での2020年の東京オリンピック競技大会のゴルフ競技開催が近づくとつれ、海外からの訪問者が更に増加すると見込まれます。

東京オリンピック開催及び外国人観光客の増加を契機として、地域の国際化を推進することが求められています。

3 策定の視点

(1) 国際交流センターの充実

市民の多文化共生、国際交流の拠点施設として「国際交流センター」がありますが、より多くの市民に利用していただくため、センターでの事業を充実させていく必要があります。

(2) 外国籍市民への支援

外国籍市民は、言葉の問題や日常生活での悩みなどを抱えている方が多くいます。快適な市民生活を過ごせるように、日本語教室、市民相談、情報提供などの支援をする必要があります。

また、外国籍市民の多様な意見をくみ取り、外国籍市民も暮らしやすいまちにする必要があります。

(3) 日本人市民、外国籍市民の人材活用

多くの日本人市民にボランティアとして協力してもらい、外国籍市民を支援していく必要があります。

また、外国籍市民は、多様な文化を有する世界の様々な地域から来ていますので、その能力を活用し、地域の国際化、異文化理解を推進していく必要があります。

(4) 人材の開発と育成

本市には、企業の海外勤務経験者、帰国子女、教員、外国籍市民、留学生など様々な経歴を有する市民が多く居住しています。こうした優れた人材を発掘し、地域の国際化の担い手として育成する必要があります。

(5) 留学生の支援、活用

留学生は、地域の国際化の貴重な担い手でもありますので、生活環境の支援及びボランティアなどによる能力の活用を行っていく必要があります。

(6) 学校における国際化の推進

未来を担う青少年のため、英語教育を充実させ、国際理解や世界と触れ合う機会を提供していく必要があります。

(7) 大学、NGOなどとの連携、協力

国際化を深く広く推進するため、大学、NGOなどとの連携、協力を更に進めていく必要があります。

(8) 東京オリンピック開催、外国人観光客の増加による交流機会の拡大

東京オリンピック開催、外国人観光客の増加により、外国人との交流機会が増えるため、地域の国際化を推進していく必要があります。

(9) 姉妹都市との交流

現在、オッフエンバッハ市（ドイツ・ヘッセン州）、セーレム市（アメリカ・オレゴン州）、オータン市（フランス・ブルゴーニュ州）と姉妹都市提携し、様々な分野で交流事業を実施しています。また、市民レベルでの交流を通じて相互理解を深めています。今後も、青少年の海外派遣や市民訪問団の受入れ、派遣を通じて多くの市民が参加できる交流事業を実施していく必要があります。

4 策定の考え方

(1) 多文化共生の推進

国籍や民族にかかわらず誰もが地域社会の構成員として連携し、活躍できる多文化共生社会を目指します。

(2) 国際交流・協力の推進

幅広い分野における国際交流・協力を支援することにより、国際化を推進します。

5 策定の体制、進め方

(1) 市民参加

(ア) 川越市国際化基本計画審議会

川越市における国際化の推進のための施策に関する基本的な計画(川越市国際化基本計画)に関する事項について審議するため、学識経験者、関係団体の代表者、市内大学の留学生、市民公募委員から構成する附属機関による会議。

(イ) 次期川越市国際化基本計画に係るアンケート調査

次期川越市国際化基本計画の策定にあたり、次期計画策定の基礎資料とするため、市民を対象に実施するアンケート。

(ウ) 意見公募手続（パブリック・コメント）

次期川越市国際化基本計画についての意見を得るため、市民等を対象に行う、次期川越市国際化基本計画の原案等に対してのパブリック・コメント。

(2) 庁内体制

(ア) 川越市国際化基本計画検討委員会

川越市国際化基本計画の原案を検討するため、文化スポーツ部長、関係課長による組織。

(イ) 川越市国際化基本計画検討委員会 検討部会

川越市国際化基本計画の原案作成等を行うため、各所属より選出された職員による組織。

6 国・県の動向

平成 17 年 6 月 総務省内に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置。日本における外国人登録者数が 200 万人を超え、10 年間で 1.5 倍となっていることから、これまでの「国際交流」と「国際協力」を柱とした国際化の取組に加え、「多文化共生」を第 3 の柱とした国際化の取組を提唱。

平成 18 年 3 月 総務省により「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体に対し多文化共生を計画的、総合的に進めるための計画の策定を呼びかける。

平成 19 年 12 月 埼玉県により「埼玉県多文化共生推進プラン」(H19～H23) を策定

平成 24 年 3 月 埼玉県により、新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」(H24～H28) を策定

平成 26 年 6 月 観光立国推進閣僚会議（主宰：安倍内閣総理大臣）で、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014ー『訪日外国人 2,000 万人時代』に向けてー」を決定。

このプログラムは、2020 年に向けて、訪日外国人旅行者数 2,000 万人の高みを目指し、昨年 6 月に策定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を改定したものの。

アクション・プログラムの 6 つの柱

- ① 「2020 年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興
- ② インバウンド（外国人旅行者の誘致）の飛躍的拡大に向けた取組
- ③ ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化
- ④ 世界に通用する魅力ある観光地域づくり
- ⑤ 外国人旅行者の受入環境整備
- ⑥ MICE（国際会議等）の誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り組み

このアクション・プログラムを常に進化させるべく、進捗管理をしながら、毎年、見直しを行う。

※MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive(Travel)）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、イベント、展示会・見本市（Event/Exhibition）の総称。

7 施策目標値の達成状況

別紙のとおり

8 策定の方向性

現在の川越市国際化基本計画の施策の目標値の達成状況を踏まえると、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする次期川越市国際化基本計画では、より一層計画への取組を推進していく必要がある。

現在の計画の5つの施策については、次期計画においても継承することとし、5つの施策に関連する細施策や事業については、第四次川越市総合計画・基本構想・基本計画や各個別計画と整合を図りながら、今後の検討委員会において検討していきたい。

9 策定スケジュール

別紙のとおり